別記第1号様式（第7関係）

会　　議　　録

<table>
<tr><td colspan="2">附属機関又は
会議体の名称</td><td>令和３年度　豊島区収納対策本部　第２回私債権検討部会</td></tr>
<tr><td colspan="2">事務局（担当課）</td><td>区民部収納推進担当課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">開　催　日　時</td><td>令和３年６月 11 日（金）午前 10 時 ～10 時 22 分</td></tr>
<tr><td colspan="2">開　催　場　所</td><td>庁議室</td></tr>
<tr><td colspan="2">議　　題</td><td>１．私債権等管理支援事業について
２．その他</td></tr>
<tr><td rowspan="4">公開の
可否</td><td rowspan="2">会　議</td><td>□公開　■非公開　□一部非公開　　傍聴人数　０人</td></tr>
<tr><td>非公開・一部非公開の場合は、その理由
極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第７条第６号に該当するため</td></tr>
<tr><td rowspan="2">会 議 録</td><td>□公開　□非公開　■一部非公開</td></tr>
<tr><td>非公開・一部非公開の場合は、その理由
極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第７条第６号に該当するため</td></tr>
<tr><td rowspan="3">出席者</td><td>委　員</td><td>会計管理室長（部会長）、子ども家庭部長（副部会長）、生活福祉課長、西部生活福祉課長、子育て支援課長、住宅課長、会計課長、収納推進担当課長心得</td></tr>
<tr><td>そ の 他</td><td></td></tr>
<tr><td>事 務 局</td><td>区民部収納推進担当課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">提出された資料</td><td>資料１　私債権等管理支援事業の業務委託の概要
資料２　指名業者選定委員会への案件依頼資料
資料３　個人情報保護審議会への諮問資料</td></tr>
</table>

審　議　経　過

案件１：私債権等管理支援事業について

（１）　案件の説明

資料１　私債権等管理支援事業の業務委託の概要、資料２　指名業者選定委員会への案件依頼資料、資料３　個人情報保護審議会への諮問資料について事務局から説明。

（２）　主な意見と質疑

【部会長】

前回の議論を踏まえてご意見をいただければと思う。

【生活福祉課長】

悪質な者の法的手続きを行うことについて、生活福祉課の場合は、資料１にある「非強制徴収公債権の生活保護法による扶助費に係る返納金」ではなく、強制徴収公債権の不正受給が該当になる。それについては告発や相談することは対象になるのか。

【事務局】

対象となる。

【生活福祉課長】

資料では非強制徴収公債権が対象となっている。相談はできないのではないか。

【西部生活福祉課長】

警察への告発状は作成してもらえるのか。

【部会長】

お金の動きでいうと、刑事ではなく民事なので強制徴収力はあるのか。

【生活福祉課長】

不正受給についてはある。

【部会長】

自分で財産調査を行って、強制徴収を行うのか。

【西部生活福祉課長】

取れる財産がない。

【生活福祉課長】

取るというよりかは、警察を利用して捕まえることで抑止力になる。

【部会長】

資料にある３億１千万円は、引き続き非強制徴収公債権の扱いになるのか。

【生活福祉課長】

そのとおりである。それとは別に強制徴収公債権がある。

【部会長】

平成 30 年度に２億円くらい減ったものが、今、発言にあったものか。

【生活福祉課長】

そのとおりである。

【部会長】

メインは非強制徴収公債権になるが、それも相談の中で扱ってもらえばよいのでは

ないか。

【事務局】

個人情報保護審議会においては、具体的な債権の名称は出さないため、新たな債権が出てきても相談はでる。

【会計課長】

5 月の出納閉鎖時にも監査委員から生活福祉課の不納欠損についての話が出た。生活福祉課長から発言のあった強制徴収公債権についても弁護士事務所に相談したほうがよいのではないか。

【部会長】

今回の委託は監査からの指摘である。それは非強制徴収公債権だが、全体を説明しないと理解してもらえない。

【生活福祉課長】

弁護士事務所に定期的に依頼するとあるが、どれくらいの期間を想定しているのか。

【事務局】

月 1 回で調整をしているが、2 回、3 回と、もう少し増やせないかということを相談中である。

【生活福祉課長】

プロポーザルなので、多くやってくれるところに点数をつけるのか。

【事務局】

予算があるので、月何回というかたちを提示して、その条件でプレゼンテーションを実施する方向で考えている。

【西部生活福祉課長】

出先職場は来庁することが負担になる。オンライン相談ができるとよいので、提案してもらいたい。

【部会長】

相談への対応に来庁しなくても、向こうの時間は拘束することになる。弁護士事務所は区内にあるのか。

【事務局】

区外である。

【住宅課長】

住宅課でも弁護士事務所と契約をしている。賃貸借契約の事案などの相談をメールでやり取りをして完結している。回数は月に１、2 回で程度、多い時でも 3、4 回である。

（3） 結論

基本的な考え方は事務局から説明のあった資料１のとおりである。個人情報保護審議会に向けてもう少し煮詰めていくところもあると思う。気づいたことがあったら事務局までメールで提案してほしい。

案件２：その他

【事務局】

次回の開催は、7月の中旬に第3回を予定しているが、それはどうしたらよいか。

【部会長】

個人情報保護審議会への資料を精査して各部会員にメールで提供したうえで、検討する必要がある場合に3回目を開催すればよいのではないか。

以上をもって第2回の私債権検討部会を終了する。